

後期高齢者医療被保険者証および国民健康保険高齢受給者証の更新のお知らせ

◆後期高齢者医療被保険者証を更新します

有効期限が平成22年8月1日から平成23年7月31日までの新しい後期高齢者医療被保険者証を、7月中旬から被保険者全員に簡易書留で送付します。

7月31日まで有効の被保険者証をお持ちの方は、8月1日以降は新しい被保険者証で医療機関に受診してください。

◆国民健康保険高齢受給者証を更新します
有効期限が平成22年8月1日から平成23年7月31日までの新しい国民健康保険高齢受給者証を、7月中旬から70歳以上74歳以下の被保険者全員に普通郵便で送付します。

7月31日まで有効の高齢受給者証をお持ちの方は、8月1日以降は新しい高齢受給者証で医療機関に受診してください。

また、被保険者証については、更新の時期が9月末となっておりますので、それまではお手持ちの被保険者証をお使いください。

国民健康保険・後期高齢者医療 基準収入額適用申請を受け付けています

新しい高齢受給者証・被保険者証の負担割合が3割となつている方の中で一定の条件を満たしている世帯に属している方は、基準収入額適用申請をすると申請月の翌月から負担割合が1割に変更となります。

また、すでに申請を済ませて7月31日までの期間が1割となつている方でも、8月1日以降については、あらためて申請が必要になります。

国民健康保険・後期高齢者医療限度額適用・標準負担額減額認定申請を受け付けています

住民税非課税世帯（世帯に住民税課税の方が一人もいない世帯）に属する被保険者については、申請をいただいた上で高額療養費の自己負担限度額および食事療養費の標準負担額が減額になる限度額適用・標準負担額減額認定証を発行しています。

また、70歳未満の住民税課税世帯の方については、申請をいただいた上で限度額適用認定証を発行しています。

有効期限が7月31日までとなつている限度額適用・標準負担額減額認定証は、8月1日以降は使用できません。引き続き必要な方は、あらためて申請が必要です。

※条件、その他の詳しい制度内容についてはお問い合わせください。

- 問合せ** 市民課（総合窓口）
市民係（内線2663）
菅浦総合支所市民税務課（内線120）
栗橋総合支所市民税務課（内線214）
鷲宮総合支所市民税務課（内線127）

職を失って生活にお困りの方へ

生活就労相談窓口のご案内
商工観光課内に「生活就労相談窓口」を開設しています。派遣切りに遭うなど、職を失った方からの生活等に関する相談に、専門の相談員が活用できる制度や手続きの方法などを紹介します。お困りの方は、お気軽にご相談ください。

受付日時 月～金曜日（祝日・年末年始を除く）9時～12時、13時～16時

問合せ 商工観光課商工労働係（内線2881）

仕事をお探しの方へ

久喜市ふるさとハローワークのご案内
ハローワーク春日部では、久喜市民をはじめとする多くの方のみなさんの仕事探しを応援するため、市と連携して、市役所2階に「ふるさとハローワーク（旧称：地域職業相談室）」を開設しています。

専任の相談員による職業相談、冊子による求人情報の提供のほか、タッチパネル方式の求人情報自己検索システム（パソコン4台）を導入し、県内および東京都内の求人情報を検索できます。

なお、雇用保険の失業給付などの手続きは取り扱ってできませんのでご注意ください。

利用日時 月～金曜日（祝日・年末年始を除く）9時～17時
問合せ 同ハローワーク
☎29・2768



訂正とお詫び
「広報くまがや」7月1日号28ページ「職員募集」の記事で、募集概要の表の一部に誤りがありました。訂正しお詫びいたします。

☆募集概要

職種	試験区分	要件・資格
幼稚園教諭	上級	(別表) のとおり、短期大学以上の学校を卒業または卒業見込みの方も可 (削除) ・幼稚園教諭免許を有する方または取得見込みの方
	中級	
	初級	
保育士	中級	(別表) のとおり、短期大学以上の学校を卒業または卒業見込みの方も可 (追加) ・保育士資格を有する方または取得見込みの方
	初級	

※保育士の中級試験は、上級試験区分に該当する方も受験できます。

問合せ 人事課人事研修係
(内線2262)